

# ASUKA

Vol.  
30

(公社)奈良県トラック協会〈適正化事業情報誌〉あすか  
<https://narata.or.jp/> 令和4年3月発行

## CONTENTS

標準的な運賃と奈良起点の主要都市早見地図	1~2	墜落・転落による死亡災害事例と 労働災害を防ぐためのポイント	8
飲酒運転に対する運転者・事業者への罰則	3	国土交通省が推進するGマーク取得で 「安全を見える化!」	9
令和3年中の事業用トラックの飲酒事故事例 一部抜粋	4	安全性優良事業所認定事業所数の推移	10
事業用トラックが第一当事者となる 死亡・重傷事故のデータ	5~6	貨物自動車運送事業者が備え置くべき 帳票類等一覧	11
年別・業種別死傷災害発生状況	7		



公益社団法人 奈良県トラック協会  
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6  
TEL 0743-23-1200(代) FAX 0743-23-1212



# 近畿運輸局 標準的な運賃と

## 距離制運賃 運賃表

以下の運賃表は標準的な運賃の告示をもとにキロ程を1,000kmまで表示しています。

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
220km	49,800	57,610	75,360	96,500
240km	53,170	61,480	80,430	103,050
260km	56,540	65,350	85,500	109,600
280km	59,910	69,220	90,570	116,150
300km	63,280	73,090	95,640	122,700
320km	66,650	76,960	100,710	129,250
340km	70,020	80,830	105,780	135,800
360km	73,390	84,700	110,850	142,350
380km	76,760	88,570	115,920	148,900
400km	80,130	92,440	120,990	155,450
420km	83,500	96,310	126,060	162,000
440km	86,870	100,180	131,130	168,550
460km	90,240	104,050	136,200	175,100
480km	93,610	107,920	141,270	181,650
500km	96,980	111,790	146,340	188,200
550km	105,410	121,470	159,010	204,570
600km	113,840	131,150	171,680	220,940
650km	122,270	140,830	184,350	237,310
700km	130,700	150,510	197,020	253,680
750km	139,130	160,190	209,690	270,050
800km	147,560	169,870	222,360	286,420
850km	155,990	179,550	235,030	302,790
900km	164,420	189,230	247,700	319,160
950km	172,850	198,910	260,370	335,530
1000km	181,280	208,590	273,040	351,900
50kmを増すごとに 加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

## 時間制運賃 運賃表

(単位:円)

区分	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	8時間 <sup>※1</sup>	35,580	42,040	53,710	67,430
	4時間 <sup>※2</sup>	21,350	25,220	32,230	40,460
加算額	距離(10km)	280	340	510	710
	時間(1時間) <sup>※3</sup>	3,400	3,560	3,810	4,510

※1 基礎走行キロは、小型車は100km、小型車以外のものは130km

※2 基礎走行キロは、小型車は50km、小型車以外のものは60km

※3 4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。

目的地	京都府京都市
距離	48km
小型車	21,090円
中型車	24,380円
大型車	31,370円
トレーラー	39,570円

目的地	大阪府大阪市
距離	31km
小型車	19,400円
中型車	22,400円
大型車	28,720円
トレーラー	36,140円

目的地	兵庫県神戸市
距離	67km
小型車	24,460円
中型車	28,320円
大型車	36,650円
トレーラー	46,430円

目的地	広島県広島市
距離	366km
中型車	88,570円
大型車	115,920円
トレーラー	148,900円

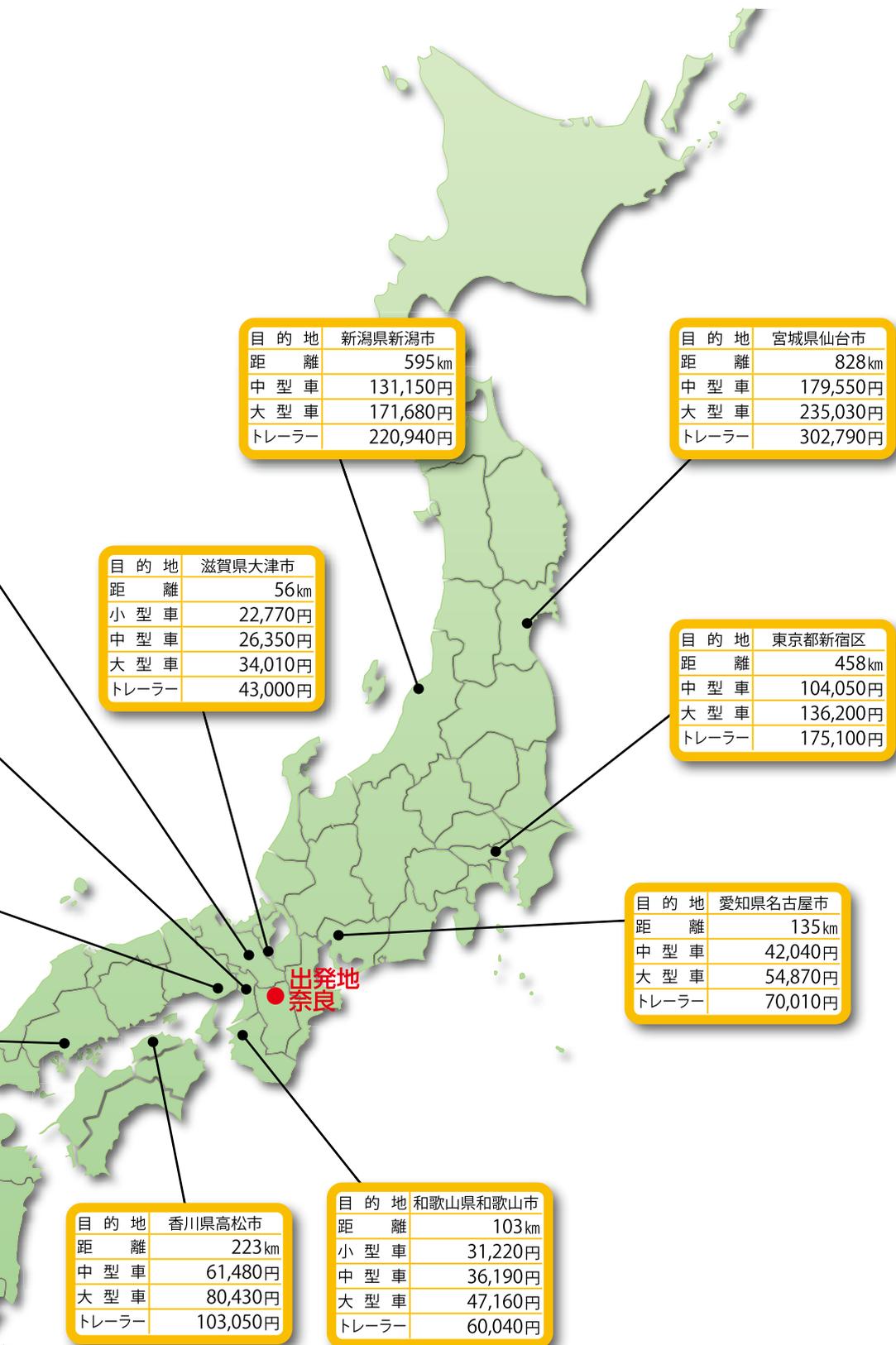
目的地	福岡県福岡市
距離	645km
中型車	140,830円
大型車	184,350円
トレーラー	237,310円

# 奈良起点の主要都市早見地図

## 奈良を起点とする主要都市間における距離制運賃 早見地図

### <利用上の留意点>

- 早見地図は、近畿運輸局の運賃表を基礎に、出発地から主要な都市までの運賃を算出しました。
- 出発地からの距離は、奈良県庁から各都府県庁の所在地で算出しています。
- 出発地から各都市へのキロ程は地図ソフトを使用し、高速道路利用を条件として距離を求め処理しています。
- 記載している運賃は、**距離制運賃表に基づく運賃額のみを算出した**ものであり、別建て収受する積込・取卸料や附带業務料、待機時間料などの料金や高速道路・フェリー利用料などの実費はいずれも含まれておりません。
- 記載している運賃は一例であり、ご利用にあたっては、実際の運行ルートに基づきキロ程を求め、運賃を算出してください。



# 飲酒運転に対する運転者への罰則

## 事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

### 酒酔い運転

- 5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点  
\* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

### 酒気帯び運転

- 3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき  
0.25mg以上

25点

免許取消し  
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき  
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止  
(90日)

\* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

## 飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

### 危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※ 飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

### 過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮  
又は100万円以下の罰金

# 飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車  
再違反 200日車

★ 上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して  
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
3日間の事業停止

トラック運送業界としては、ここに掲載した事業用トラックドライバーの業務中の飲酒の実態や、運行管理者の行う点呼をかいくぐった飲酒ドライバーの行動などを踏まえ、社内教育などを通じて飲酒運転の再発防止策を積極的に展開する必要があります。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

# 令和3年中の事業用トラックの飲酒事故事例〈一部抜粋〉

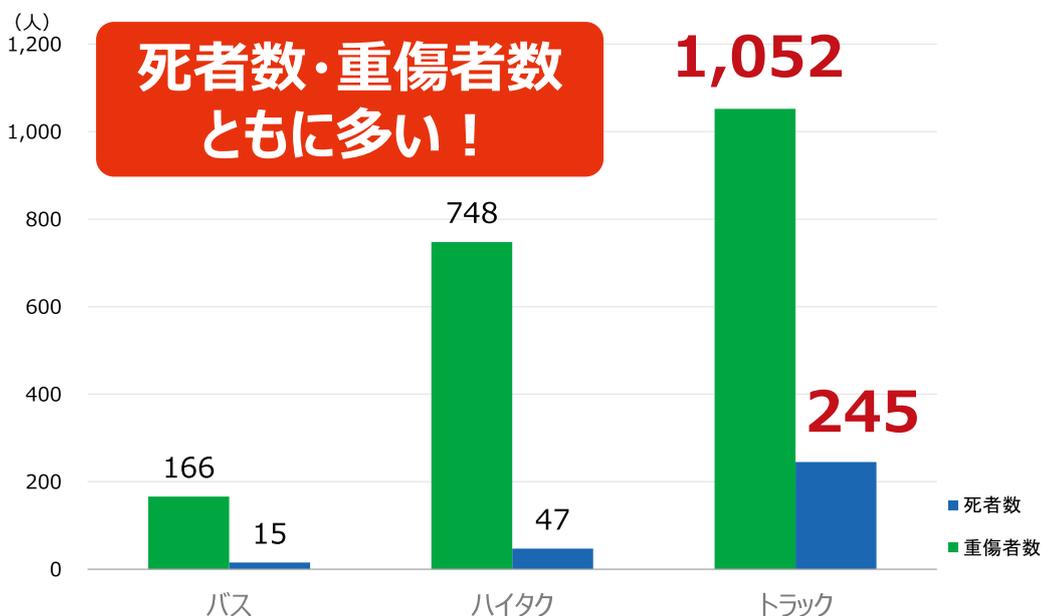
出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等

事故等の種類	車籍地	発生日時	死傷状況		当時の状況	
			死亡	負傷		
1	酒気帯び路外逸脱	福井県	1月13日 20時20分			滋賀県の国道の丁字路交差点において、福井県に営業所を置く大型タンク車が右折しようとしたところ、速度超過のため曲がり切れず、道路左側へ転落した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型タンク車運転者の呼気からアルコールが検出された。
2	酒気帯び追突	栃木県	2月1日 1時5分			神奈川県と栃木県の県道において、栃木県に営業所を置くトラックが運行中、交差点にて赤信号で停車した後、青信号に変わる前に発進し、前方で停車していた軽自動車に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
3	酒気帯び追突	福岡県	2月8日 14時50分	1		大分県の国道の交差点において、福岡県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、赤信号で停車中のダンプに追突、追突されたダンプは前方で停車中のタンク車に追突した。 この事故により、ダンプ運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
4	酒気帯び追突	沖縄県	2月22日 9時30分			沖縄県の県道の交差点において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方で赤信号のため停車していた乗用車の発見が遅れ追突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
5	酒気帯び衝突	岐阜県	2月26日 11時00分			愛知県内の駐車場において、岐阜県に営業所を置くトラックが運行中、駐車車両に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
6	酒気帯び衝突	長崎県	2月28日 21時20分			鹿児島県の市道において、長崎県に営業所を置く大型トラックが道路脇の土手に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
7	酒気帯び追突	山口県	3月15日 20時00分	1		広島県の国道の交差点において、山口県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、前方で右折のため停車していた乗用車に衝突した。 この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
8	酒気帯び衝突	福井県	3月31日 10時00分	2		岐阜県の国道において、福井県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラがセンターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた軽乗用車と衝突した。 この事故により、軽乗用車の運転者が重傷、同乗者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
9	酒気帯び衝突	宮城県	4月17日 12時30分	2		宮城県の市道の交差点において、宮城県に営業所を置く大型トラックが運行中、右折待ちの対向車に衝突した。 この事故により、対向車の運転者と同乗者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
10	酒気帯び衝突	山形県	5月7日 22時30分	1		宮城県の高速度道路において、山形県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、ワイヤー式のガードレールをなぎ倒し、道路下のため池に転落した。 この事故により、当該大型トラクタ・トレーラ運転者が重傷を負った。 事故後、当該大型トラクタ・トレーラ運転者からの申告により、乗務途中に飲酒していたことが発覚し、警察に連絡した。

## 業態別の死者数・重傷者数の比較

事業用トラック事故の傾向

事業用トラックは他の事業用自動車と比べ、**死者数・重傷者数ともに多く発生**



出典：事業用貨物自動車の交通事故発生状況（令和2年9月）（公益社団法人全日本トラック協会）

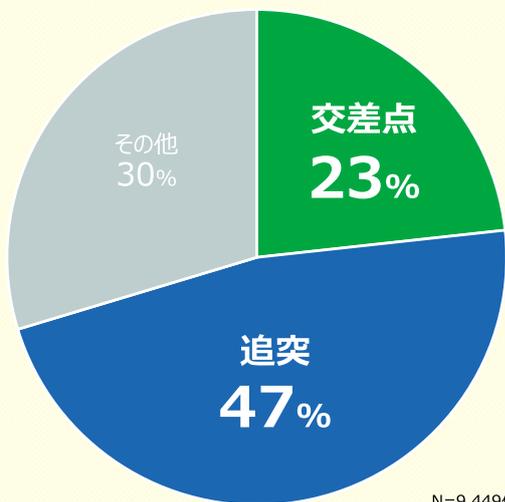
## 事故件数の内訳

事業用トラック事故の傾向

### 死傷事故

追突事故が47%と約半数

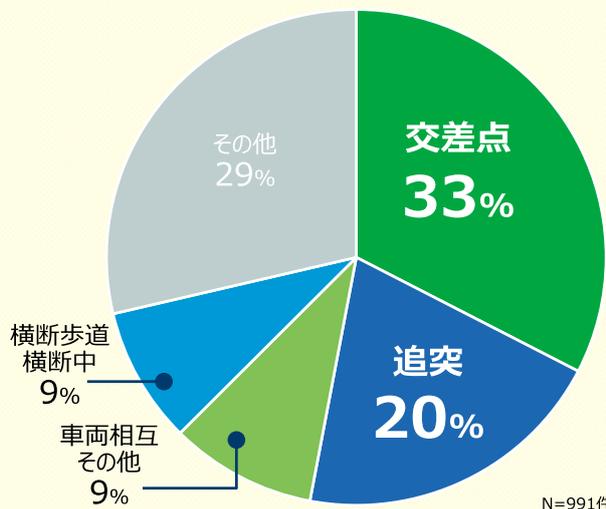
死傷事故



### 死亡・重傷事故

交差点事故が33%  
次いで追突事故が20%

死亡・重傷事故



# 道路種別死亡・重傷事故件数の内訳

事業用トラック事故の傾向

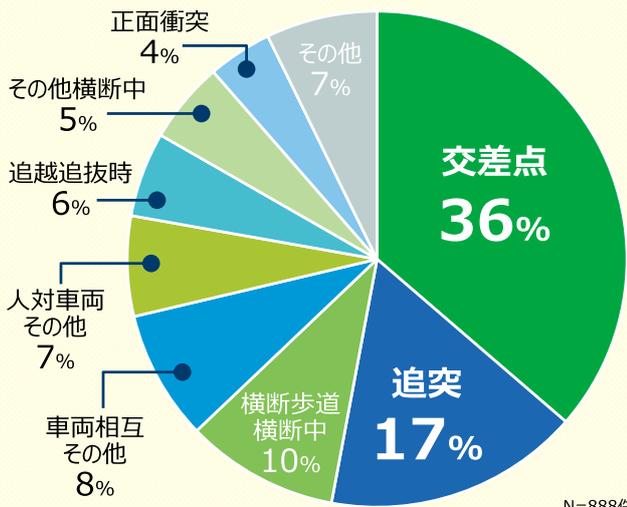
## 一般道

交差点事故（出会い頭・左折・右折）が36%

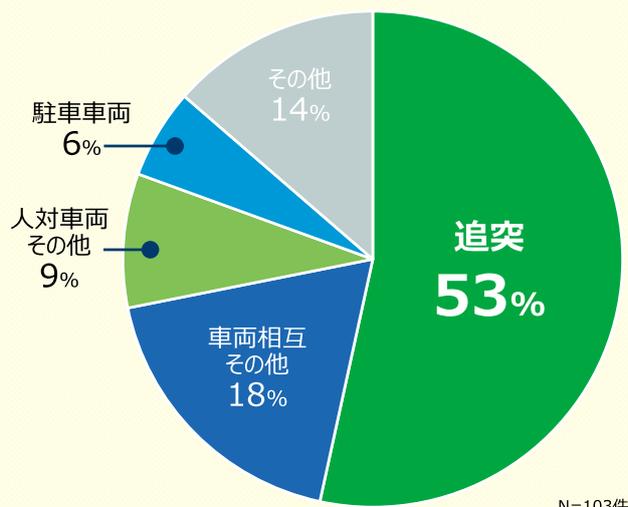
## 高速道

追突事故が53%

一般道



高速道

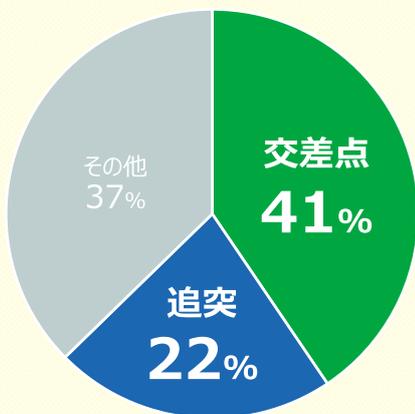


# 事業用トラックによる事故件数内訳（車両総重量別）

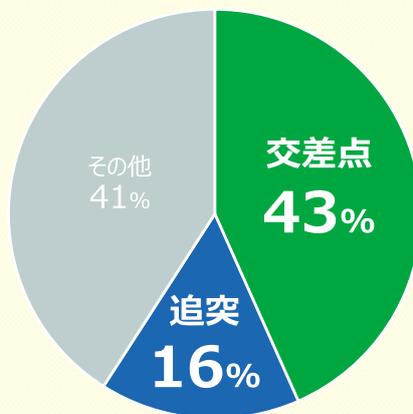
事業用トラック事故の傾向

追突事故による死亡・重傷事故は、大型車の発生割合が高い

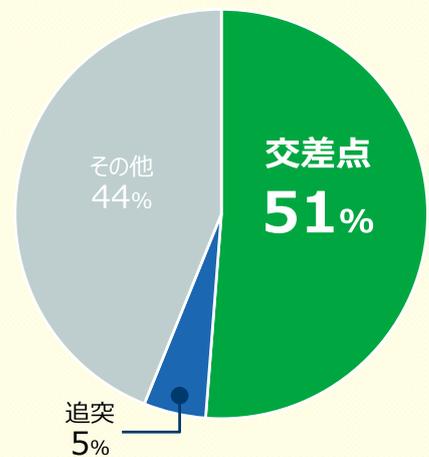
大型車



中型車



小型車



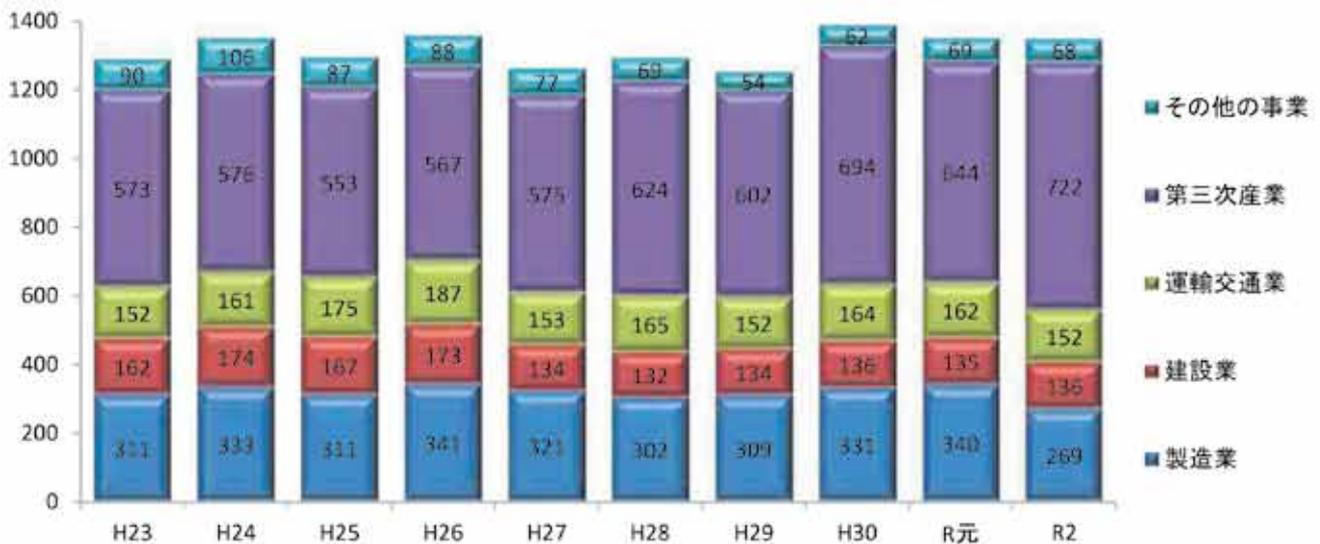
# 年別・業種別死傷災害発生状況(休業4日以上 of 災害)

出所 奈良労働局

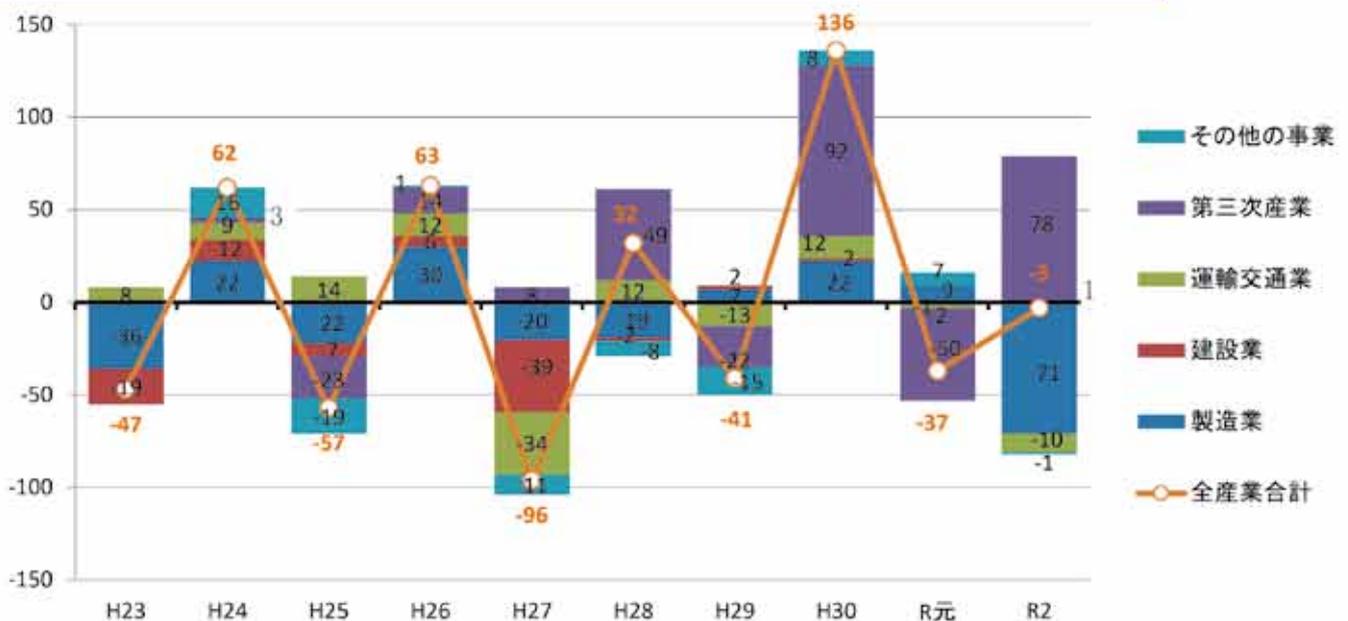
■ 年別・死亡者数及び休業4日以上 of 死傷者数の推移 (奈良県)



■ 年別・主要業種別休業4日以上 of 死傷者数の推移 (奈良県)



■ 年別・主要業種別労働災害増減寄与度 (休業4日以上 of 死傷者数の対前年増減数: 奈良県)



# 墜落・転落による死亡災害事例と労働災害を防ぐためのポイント

## トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

### 事例① 足を滑らせてリアバンパーから転落(死亡災害)



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。  
なお、**同被災者は保護帽を着用していませんでした。**

### 事例② テールゲートリフターから転落(死亡災害)



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました(転落高110cm)。  
なお、**同被災者は保護帽を着用していませんでした。**

## 労働災害を防ぐためのポイント!

**対策** 作業高によらず、**必ず保護帽を着用**して荷役作業を行いましょう

### 着用時5つのポイント



**必ず  
保護帽を  
着用!**

ひとこと  
アドバイス

POINT 1 「墜落時保護用」を使用すること

POINT 2 傾けずに被ること

POINT 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること

POINT 4 破損したものは使わないこと

POINT 5 耐用年数を守ること

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には**必ず保護帽を着用**するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- 作業手順書を作成しましょう
- 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう

- トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう

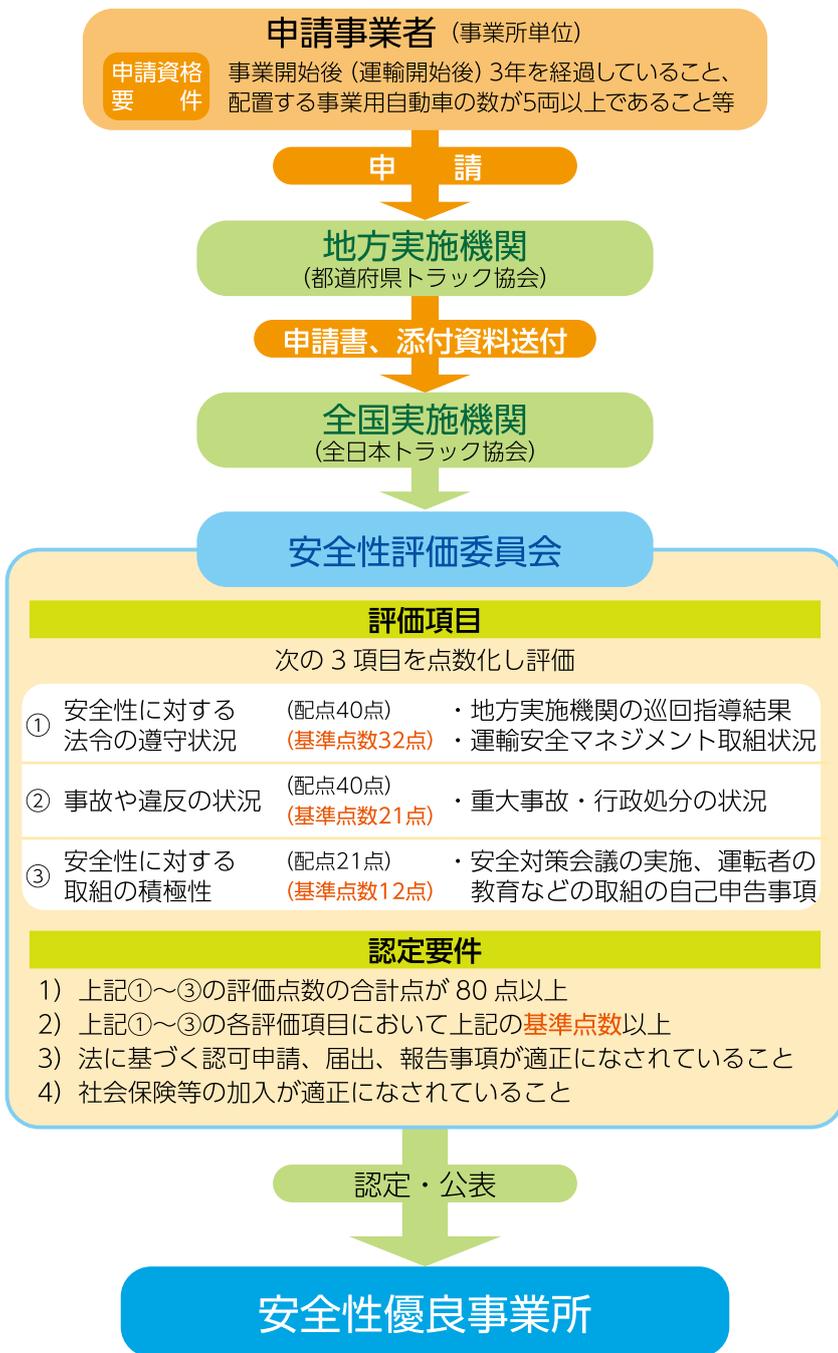
- たいかつせい耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



# 国土交通省が推進するGマーク取得で「安全を見える化!」

令和3年12月末現在、全国で28,026事業所(全事業所の32.1%)のトラックがGマークを付けて走行しています。

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する安全・安心な運送事業所です。



## 安全性優良事業所とは

荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、安全性評価委員会の評価を経て、全日本トラック協会(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関)が認定した事業所です。

## 認定の要件は

法令の遵守状況と安全性に関する取組の積極性を評価するため、38項目の評価基準が設けられており、101点満点中80点以上の評価と社会保険等の適正加入などが認定の要件となっています。

なお、認定の有効期間は、新規が2年間、初回更新が3年間、2回目更新以降は4年間です。

## 申請については

申請は会社単位ではなく、事業所単位です。都道府県トラック協会(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関)で申請書類等の受付を行っています。

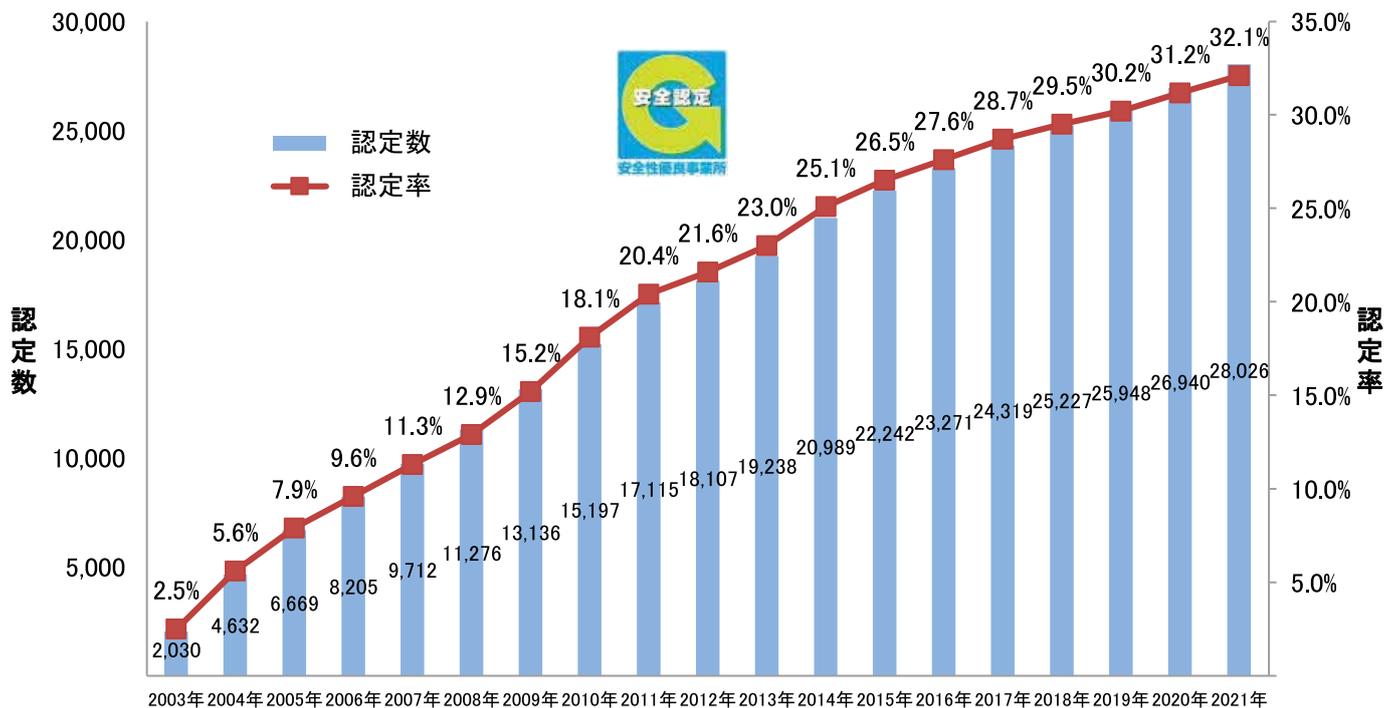
## ★★★★★★ 評価結果の活用で更なる安全向上へ ★★★★★★★

審査を行った全ての事業所に対して、評価する38項目の各項目の評価結果を通知します。これにより事業所の各項目の状況が確認できますので、今後重点を置く項目など更なる安全への取り組みを行う上で活用することができます。

# 安全性優良事業所認定事業所数の推移

運送事業所の3割が認定されています。

2021年12月17日現在



## Gマークは、安全に優れた運送事業所の証しです



Gマーク制度の詳細は、このQRコードよりご覧下さい。



Gマーク取得事業所が、未取得事業所に比べて、事故の割合が20%以下 になっています

### 2020年中における車両1万台あたり事故発生件数



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



公益社団法人 奈良県トラック協会

# 貨物自動車運送事業輸送安全規則等に基づく貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票類等一覧

区分	様式 ダウンロード	帳票類	概要等	保存期間
帳票類の整備、報告等	●	事故記録の作成・保存	当該事故が発生した場合、30日以内に記録を作成	当該事故発生後3年間
	●	事故報告書の提出	自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合、30日以内に運輸支局に提出	当該事故発生後3年間
	●	運転者台帳の作成	運転者毎に必要な事項を記載した台帳（写真貼付）を作成し、営業所に備え置く	常時備え付け及び 運転者でなくなった日から3年間
		車両台帳の作成	営業所に配置する車両の検査証の写し及び自賠責保険の写しを備え置く	常時備え付け
	●	事業報告書の提出	毎事業年度の経過後、100日以内に運輸支局に提出	
	●	事業実績報告書の提出	前年4月1日から3月31日までの実績を毎年7月10日迄に運輸支局に提出	
運行管理等	●	運行管理規程の作成	運行管理者が、的確かつ円滑に事業用自動車の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、事業用自動車の運行の安全に関する規程を作成	常時備え付け
	●	運行管理者選任届	選任又は解任後、概ね7日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		運行管理者の研修の受講	選任した年度は必ず受講、その後2年に1回の受講	
	●	運行計画表（勤務割表）の作成	休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、改善基準告示に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させる	常時備え付け
	●	点呼の実施及び記録・保存	運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するために必要な指示を与え、常時アルコール検知器の有効を保持する	1年間
	●	乗務等の記録・保存	乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録	1年間
		運行記録計の活用及び記録・保存	運転者の乗務について、事業用自動車（車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上）の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録	1年間
	●	運行指示書の作成・保存	乗務前、乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者の運行ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させる	1年間
	●	乗務員への指導・監督の実施及び記録・保存	国土交通省告示1366号に基づく教育の実施	3年間
	●	特定運転者の指導・監督の実施	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者への指針に基づく教育の実施	3年間
	特定運転者の適性診断の受診及び保存	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者の受診	3年間	
車両管理等	●	整備管理規程の作成	整備管理者の義務として掲げる事項の執行に関する規程を作成	常時備え付け
	●	整備管理者選任届	選任又は変更後、15日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		整備管理者の研修の受講	選任した年度の翌年度の末日までに受講、その後2年に1回の受講	
	●	日常点検の実施及び記録・保存	自動車点検基準に基づく点検の実施	1年間
	定期点検整備の実施及び記録・保存	3ヵ月点検記録簿及び12ヶ月又は24ヶ月点検記録簿への記録	1年間	
労基法等	●	就業規則の作成	常時10人以上の従業員を使用する使用者は、管轄する労働基準監督署への届出	常時備え付け
	●	36協定の届出	時間外労働、休日労働がある使用者は、毎年1回管轄する労働基準監督署への届出	完結の日（有効期間満了の日）より3年間
		健康診断の受診	雇入れ時の健康診断、定期健康診断は年1回、但し深夜労働者（22時～翌日5時）は年2回の受診	5年間
法定福利費		労災保険・雇用保険への加入	労働者を1人でも雇用していれば加入	労働保険：完結の日より3年間又は4年間 （労災保険：完結の日より3年間 雇用保険：完結の日より2年間又は4年間）
		健康保険・厚生年金保険への加入	法人事業所及び常時5人以上の従業員を使用している個人事業所は加入	健康保険：完結の日より2年間 厚生年金保険：完結の日より2年間

● 印は、(公社)奈良県トラック協会ホームページより、ダウンロードできます。